「就学援助制度」をご存知でしょうか。

鳥羽市では、市立の小・中学校に通うお子さんがいるご家庭で、経済的な理由によりお困りのご家庭に学用品費・給食費・修学旅行費などを援助しています。就学援助費を受けたい方は、申請書一式に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。

※所得により判定をいたしますので、申請をいただいた方全てが援助対象ではありません。

認定基準

この制度は経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、就学にかかる費用について援助を行うためのものであり、世帯の合計所得金額が、生活保護基準額の１．５倍以内の家庭及び下記の項目に該当、または、特に教育委員会が必要と認めた家庭が対象となります。

1. 生活保護の廃止または停止
2. 市民税の非課税または減免
3. 国民年金の保険料の減免
4. 国民健康保険料の減免または徴収猶予
5. 児童扶養手当が支給されている家庭

所得基準は世帯構成・人数・年齢などによって異なりますが、下記の表をおおよその目安にしてください。なお、同居されている方全員の所得金額(※1)を確認させていただきます。

(※1)所得金額とは、年間収入金額から給与所得控除等の必要経費を差し引いた額です。

≪参考≫　世帯構成等により世帯の合計所得金額は変動します。

家族構成（参考）	世帯の合計所得金額
2人（保護者1名、小学生1名）	約195万円以下
3人（保護者2名、小学生1名）	約265万円以下
4人（保護者2名、中学生1名、小学生1名）	約345万円以下
5人（保護者2名、中学生1名、小学生2名）	約400万円以下

※ 申請は４月～１月末まで随時受け付け、認定となった場合は申請月分からの支給となります。

申請方法と認定までの流れは以下のとおりです。

❶学校から必要書類を受け取り、必要事項を記入して学校に提出してください。

❷お子さまが異なる学校に通学している場合（小学生と中学生の場合など）には、小学校へ提出してください。

❸所得状況などをもとに審査を行い、認定結果については学校を通じてお知らせします。

お問合せ先：鳥羽市教育委員会　学校教育課、鳥羽市立各小中学校